

中野駅周辺地区のまちづくりに係る開発者負担について

1 開発者負担の仕組み

基本的な考え方

中野駅周辺地区における都市基盤施設の整備促進を図るため、開発者負担の原則で実施する。

開発者負担については、開発事業者等から任意の寄付金である「開発協力金」として徴収する。

開発協力金は、既存の中野区まちづくり基金条例（平成18年条例第5号）を活用し、当該基金に積み立てを行う。

開発協力金の運用にあたり、「中野区まちづくり基金として積み立てる中野駅周辺地区都市基盤施設等整備に係る開発協力金の運用に関する要綱」（別添資料1）を制定する。

開発協力金の運用（別添資料2「開発協力金のフロー図」参照）

積み立て

- 中野駅周辺地区の都市基盤施設等の整備等により、特に著しい利益を受ける開発事業者等からの開発協力金を、まちづくり基金に積み立てる。
- 上記の積み立ては、他のまちづくり基金に係る積み立てと区別できるよう、経理を別にして管理する。

協定の締結

開発事業者等と開発協力金の額、及び受け入れ方法等について協議し、協議した事項について、当該開発前にあらかじめ協定を締結する。

処分

- で積み立てられた基金は、中野区一般会計予算に計上し、中野駅周辺地区の都市基盤施設等の整備促進のための財源として処分する。
- 対象となる都市基盤施設等は、次に掲げるものとする。

都市計画道路

都市計画公園

駅前広場

中野駅南北自由通路・東西連絡路

その他、区長が必要と認めるもの

2 今後の予定

- 平成18年12月 議会報告
- 平成19年4月1日 要綱施行

中野区まちづくり基金として積み立てる中野駅周辺地区都市基盤施設等整備に係る開発協力金の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中野区まちづくり基金条例（平成18年中野区条例第5号）第7条の規定に基づき、中野区まちづくり基金（以下「まちづくり基金」という。）として積み立てる中野駅周辺地区における都市基盤施設等整備に係る開発事業者等の開発協力金の運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「都市基盤施設等」とは、次の各号に掲げる施設等で、中野駅周辺地区のまちづくりを推進するため区長が必要と認めたものとする。

都市計画道路

都市計画公園

駅前広場

中野駅南北自由通路・東西連絡路

その他区長が必要と認めるもの

(区域)

第3条 中野駅周辺地区の区域は、区長が別に指定する。

(開発協力金の積立て)

第4条 区長は、都市基盤施設等の整備等により特に著しい利益を受ける開発事業者等からの開発協力金をまちづくり基金に積み立てるものとする。

2 前項に規定する積立ては、他のまちづくり基金に係る積立てと区別できるよう経理を別にして管理するものとする。

(協定の締結)

第5条 区長は、前条第1項に規定する特に著しい利益を受ける開発事業者等と開発協力金の額及び受入方法その他必要な事項について協議するものとし、その協議事項について当該開発事業者等の開発前にあらかじめ協定を締結するものとする。

(処分)

第6条 第4条の規定により積み立てられた基金は、中野区一般会計予算に計上し、中野駅周辺地区の都市基盤施設等の整備促進のための財源として処分するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

中野駅周辺地区都市基盤等整備に係る開発協力金のフロー図

別添資料2

